

## 高知県公安委員会告示生企第26号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月18日

高知県公安委員会委員長

前田 みか

別表のとおり

## 別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二	左同	ぱちんこ遊技機 eゴジラ対エヴァンゲリオン2TR 510468	告示の日から 3年間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号 株式会社ビスティ 代表取締役 東郷 裕二	左同	ぱちんこ遊技機 Pゴジラ対エヴァンゲリオン2LV 5P1168	告示の日から 3年間
大阪府大阪府中央区内本町一丁目 1番4号 株式会社JFJ 代表取締役 松下 智人	左同	回胴式遊技機 LゴブリンスレイヤーIIJZ 530709	告示の日から 3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目 56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	ぱちんこ遊技機 PA乗物娘2N 5P0492	告示の日から 3年間
愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目 56番地 株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明	左同	ぱちんこ遊技機 PA乗物娘2GO2 5P1292	告示の日から 3年間
東京都台東区東上野一丁目1番14号 株式会社大都技研 代表取締役 木原 海俊	左同	ぱちんこ遊技機 P/冴えない彼女の育てかた/A 01 5P0172	告示の日から 3年間